

防人1第3085号  
50. 7. 14  
改正 防人1第188号  
9. 1. 20  
人1第71号  
13. 1. 6  
防人1第2369号  
18. 3. 27  
防人計第7478号  
18. 7. 31  
防人計第354号  
19. 1. 9  
防人計第8444号  
19. 8. 31  
防人服第15848号  
25. 12. 2  
防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
防人服(事)第160号  
31. 4. 26

長官官房長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
附属機関の長  
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省永年勤続者表彰実施基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙「防衛省永年勤続者表彰実施基準」

## 防衛省永年勤続者表彰実施基準

### 1 趣旨

防衛省職員（以下「職員」という。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）は、この基準により実施するものとする。

### 2 被表彰者

（１）表彰は、職員及び職員以外の公務員等（一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（職員を除く。）、地方公務員又はこれに類する者として防衛大臣が認める者をいう。）としての勤続期間を通算した期間が次に掲げるいずれかに該当し、かつ、勤務成績の良好な職員について行う。ただし、職員としての勤続期間が１０年に満たない職員については、表彰しないものとする。

ア ２５年以上

イ 定年退職、応募認定退職（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第８条の２第５項に規定する認定を受けて同条第８項第３号に規定する退職すべき期日に退職することをいう。）若しくは事務都合退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第３条第４号に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職することをいう。）又は死亡退職（以下「退職」という。）をする者については、２０年以上

（２）表彰は、同一の職員について１回限りとする。

### 3 表彰の期間

（１）２（１）アに該当する者の表彰は、毎年１１月１日（自衛隊記念日）の日付で行う。ただし、１０月３１日以前に退職（依願退職を含む）をする者については、当該退職の日付で行う。

（２）２（１）イに該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

### 4 表彰の方法

（１）表彰は、別記様式第１による表彰状を授与して行う。

（２）前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

### 5 勤続期間の計算

（１）勤続期間の計算は、国家公務員退職手当法及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）に定める勤続期間の計算に関する規定の例による。

(2) 防衛省の都合により、復帰することを前提として、他の官公庁に転出した職員が復帰した場合の転出中の期間は、2(1)の「職員としての勤続期間」とみなす。

## 6 表彰の延期

2(1)に該当する者のうち、懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者及び休職中(公務上の傷病による休職中を除く。)の者に対しては、表彰を翌年に延期して行う。

## 7 表彰状等の伝達

表彰状及び副賞(以下「表彰状等」という。)の伝達は、次の表の左欄に掲げる者(以下「官房長等」という。)が同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、官房長等は、伝達事務の一部をそれぞれの指定する者に委任することができる。

伝 達 者	被 伝 達 者
大臣官房長	防衛省本省の内部部局に勤務する職員
施設等機関の長	当該施設等機関に勤務する職員
統合幕僚長	統合幕僚監部及び統合幕僚学校に勤務する職員
陸上幕僚長	陸上自衛隊(陸上幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
海上幕僚長	海上自衛隊(海上幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
航空幕僚長	航空自衛隊(航空幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
情報本部長	情報本部に勤務する職員
防衛監察監	防衛監察本部に勤務する職員
地方防衛局長	地方防衛局に勤務する職員
防衛装備庁長官	防衛装備庁に勤務する職員

## 8 表彰状等の伝達の報告

(1) 官房長等は、2(1)アに該当し、11月1日の日付で表彰状等の伝達を受けた者について、別記様式第2により、当該年の12月末日までに防衛大臣に報告しなければならない。

(2) 官房長等は、2(1)アに該当する者のうち、3(1)ただし書により退職(依願退職を含む。)の日付で表彰状等の伝達を受けたもの及び2(1)イに該当して退職の日付で表彰状等の伝達を受けた者について、その伝達の時期が4月1日から9月30日までの間に属するものについては10月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの間に属するものについては4月末日までに、

それぞれ別記様式第3により防衛大臣に報告しなければならない。

#### 9 名簿の保管

官房長等及び7ただし書により伝達事務の一部を委任された者は、2(1)に該当して表彰状等の伝達を受けた者の名簿を別記様式第4により作成し、保管しなければならない。

#### 10 表彰予定数の通知

官房長等は、翌年度において2(1)に該当して表彰を受けることとなる者の予定数を別記様式第5により、毎年12月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

#### 11 その他

- (1) この基準の運用について必要な事項は、人事教育局長が定める。
- (2) この基準は、昭和50年8月10日から適用する。

1 自衛隊記念日の日付で表彰する場合

防衛大臣 氏名 ⑩	令和 年十一月 一日	あなた は永年 にわたり よく職務 に精励し ました よって自 衛隊記念 日に あたりこ れを表 彰しま す	氏名	表 彰 状
--------------	------------	--	----	-------------

2 自衛隊記念日以外の日付で表彰する場合

防衛大臣 氏名 ⑩	令和 年 月 日	あなた は永年 にわたり よく職務 に精励し ました よってこ こにこ れを 表彰し ます	氏名	表 彰 状
--------------	----------	---	----	-------------

令和 年度自衛隊記念日

永年勤続者表彰受賞者人員表

(機関名)

区 分 部隊等	自 衛 官				事務官等	合 計
	幹 部	准 尉	曹	小 計		
合 計						

注：1 用紙はA4版縦長とする。

2 「部隊等」とは、官房長等のほか、7ただし書により伝達事務の一部を委任された者が当該事務について担当する範囲の部隊等を単位とする。



令和 年度

## 永年勤続者表彰受賞者名簿

(機関名)

所 属	階 級 (等級)	氏 名	年 齢	区 分	入 隊 年月日	表 彰 年月日	勤続期間		
							防衛省	その他	計

注：1 用紙はA4版縦長とし、1葉に20名を記載する。

2 所属、階級（等級）、年齢及び勤務期間は、表彰年月日現在のものを記載する。

3 区分欄には、在職、定年、応募認定、事務都合、依願又は死亡の別を記載する。

4 勤続期間欄の「防衛省」には、旧防衛庁における勤務期間を含む。



令和 年度  
永年勤続者表彰受賞資格者予定数

(機 関 名)

表彰時期 区分 部隊等	自衛隊記念日						退職日						合計					
	自衛官				事務官等	計	自衛官				事務官等	計	自衛官				事務官等	計
	幹部	准尉	曹	小計			幹部	准尉	曹	小計			幹部	准尉	曹	小計		
合計																		

- 注：1 用紙はA4版縦長とする。
- 2 「部隊等」とは、官房長等のほか、7ただし書により伝達事務の一部を委任された者が当該事務について担当する範囲の部隊等を単位とする。
- 3 退職日の欄には、定年退職、応募認定退職及び事務都合退職をする予定者のうちの受賞資格者数を計上し3（1）ただし書きに該当する者は、（ ）書とし、内数とする。